

平成13年(才)第1918号

平成13年(受)第1932号

決 定

キプロス共和国ニコシア スコパ通り10 トリビューン・ハウス

上告人兼申立人 コースタルマジック・シッピング・リミテッド

同代表者単独取締役 クレアンティス・A・トレクリス

同訴訟代理人弁護士 平 塚 眞
津 留 崎 裕
小 林 深 志
二 瓶 紀 子

東京都千代田区丸の内1丁目2番1号

被上告人兼相手方 東京海上火災保険株式会社

同代表者代表取締役 丸 茂 晴 男

上記当事者間の東京高等裁判所平成12年(ネ)第5178号損害賠償請求事件について、同裁判所が平成13年10月1日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たらない。よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成14年2月22日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 福 田 博

裁判官 河 合 伸 一

裁判官 北 川 弘 治

裁判官 亀 山 継 夫

裁判官

梶

谷

玄

これは正本である。

平成14年2月22日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 鳥路季雄

